

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第80回

#### 中国における研究開発(2)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

近年、外国企業による中国での研究開発が盛んになっており、中国は「世界の研究開発基地」の様相を呈し始めている。研究開発において、当事者の一番の関心事は、当該研究開発により得られた成果がいずれの当事者に帰属するかであって、そのため、研究開発成果の帰属を巡って紛争が生じる可能性も小さくない。そこで、本稿では、中国の法律上、研究開発成果の帰属についてどのように扱われているのかについて検討することにする。

#### 1 研究開発センターの研究開発成果の帰属

Q1 日本企業A社は、中国において、「外商投資研究開発センターの設立に関する問題についての通知」(以下「研究開発センター設立通知」という)に従った研究開発センターX(A社100%出資)の設立を計画中です。Xにおける研究開発成果はA社にとって重要なものになる予定ですので、A社は、当該研究開発成果を全て自社に原始的に帰属させたいと考えています。

(1) A社がXにおける研究開発成果を全て原始的に取得することはできるでしょうか。可能な場合、具体的にはどのような方法により取得できるのでしょうか。

(2) A社が研究開発成果を全て原始的に取得するうえで、どのような点に気をつけるべきでしょうか。

(3) 中国では、特許出願権または特許権を外国企業に譲渡するためには当局の許可が必要と聞きましたが、A社が研究開発成果を全て原始的に取得する場合も許可が必要なのでしょうか。

A1

(1) A社がXにおける研究開発成果を全て原始的に取得することは可能です。

そのためには、外商投資研究開発センターを設立する際、審査許可機関に提出する設立申請書類等において、研究開発成果がA社に全て原始的に帰属する旨記載しておくか、個別の研究開発案件ごとに、A社とXとの間で当該研究開発の成果がA社に原始的に帰属する旨規定することが考えられます。

(2) 研究開発の内容によっては、技術輸出入管理条例上の輸出禁止技術または輸出制限技術に該当する可能性があり、その場合にはA社に原始的に帰属させることは不可能であるか、許可が必要になる可能性があります。また、研究開発成果を初めからA社が取得する場合は、A社が当該研究開発成果を第三者に譲渡して収入を得たとしても、研究開発センター設立通知の規定する営業税免除の優遇措置を受けることはできません。

(3) A社が研究開発成果を全て原始的に取得する場合、特許出願権等の譲渡には該当しませんので、当局の許可は必要ではありません。

#### (1) 外商投資研究開発センターの研究開発成果の帰属

前稿の「中国における研究開発(1)」でも言及したように、外商投資研究開発センターを設立するために審査許可機関に提出する設立申請書類等には、研究開発センターの研究開発成果の帰属についても記載しなければならないとされている(研究開発センター設立通知第3条第3項)。

従って、当該設立申請書類等に、全ての研究開発成果が研究開発センターの出資者である外国企業に原始的に帰属する旨記載していれば、研究開発成果を当該外国企業に原始的に帰属させることも可能と言える。

しかし、中国当局は一般的に研究開発成果等の技術が海外に流出することを敬遠する傾向があるため、設立申請書類において、全ての研究開発成果を外国企業に原始的に帰属させるとした場合、研究開発成果の設立許可自体に影響を与える可能性も否定できない。特に、研究開発内容が、後述する、技術輸出入管理条例上の輸出禁止技術または輸出制限技術に該当する場合は、設立許可が下りない可能性もある。

一方で、実務上、一般的には、研究開発成果の帰属について、設立申請書類に記載しなくても設立許可が下りるため、個別の研究開発案件ごとに契約を締結し、当該個別の研究開発成果を外国企業に原始的に帰属させる旨規定することも可能である。

## (2) 研究開発成果を外国企業に原始的に取得させる際の注意点

### ① 技術輸出管理上の制限

研究開発センターの研究開発成果を原始的に外国企業に帰属させる場合、原則として中国の技術輸出入管理条例による制限に従わなければならない。すなわち、技術輸出入管理条例は、輸出の対象となる「技術」につき、自由輸出技術、輸出制限技術、輸出禁止技術に分類し、それぞれ輸出の登録制、許可制及び輸出自体の禁止により、中国からの技術輸出をコントロールしている。この点、研究開発成果を外国企業に原始的に取得させる場合、研究開発センターから外国企業への譲渡といった移転行為がないため、形式的には技術の輸出には該当せず、技術輸出入管理条例の適用は受けないとも思われる。しかし、実質的には、中国において研究開発された成果たる技術が中国から外国へ移動しているため、研究開発内容が、輸出制限技術または輸出禁止技術に該当する場合、外国企業による取得について当局から許可を得ることを要求され、また、取得自体が禁止される可能性も否定できない。

### ② 研究開発成果の譲渡に関する免税措置の不適用

外商投資研究開発センターが、自己の研究開発成果について譲渡して得た収入については、営業税が免除される(研究開発センター設立通知付属文書第3条)。しかし、研究開発成果を外国企業に原始的に取得させた場合、外商投資研究開発センターによる研究開発成果の「譲渡」はないため、外国企業が当該研究開発成果を中国国内の第三者に譲渡したとしても当該優遇措置の適用を受けることはできない。

## (3) 特許出願権等の外国人への譲渡

中国の団体または個人が外国人に特許出願権または特許権を譲渡する場合は、国务院の对外経済貿易主管部門と科学技術行政部門の許可を得なければならない(特許法第10条第2項及び特許法実施細則第14条)。しかし、研究開発成果を外国企業に原始的に取得させる場合は、特許出願権等の譲渡には該当しないため、これらの許可は必要でないといわれている。

なお、中国の団体または個人がその国内で完成させた発明創造の特許を外国で出願する場合は、まず国务院特許行政部門に特許出願しなければならないとされているが(特許法第20条)、研究開発成果を外国企業に原始的に取得させる場合、当該規定の適用は無く、中国国内で特許を出願せずに直接外国企業に移転することができ、

当該外国企業は当該発明につき外国で特許出願できる。

## 2 委託研究開発・共同研究開発の研究開発成果の帰属

Q2

(1) 外商投資企業B社は、中国の研究機関であるYに委託して、中国において研究開発を行おうと考えています。この場合、当該研究開発により得られた成果を初めから全てB社に帰属させることは可能でしょうか。

(2) 外商投資企業C社は、中国の研究機関であるZと共同で、中国において研究開発を行おうと考えています。この場合、当該研究開発により得られた成果を初めから全てZ社に帰属させることは可能でしょうか。

A2

(1) B社がYに委託して研究開発を行う場合に、当該研究開発により得られた成果を初めから全てB社に帰属させることは可能です。この点、委託研究開発における発明創造にかかる特許を受ける権利及び特許権の帰属については、発明を完成させた研究開発者に帰属するとされていますが、当事者が契約で別途定めることにより委託者であるB社に帰属させることも可能です。また、委託研究開発で完成したノウハウ等の技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の配分方法についても、当事者が契約により定めることができるとされています。

(2) C社がZと共同して研究開発を行う場合、当該研究開発により得られた成果を初めから全てC社に帰属させることは可能です。この点、共同研究開発における発明創造にかかる特許を受ける権利及び特許権は、共同開発当事者の共有となりますが、当事者が契約で別途定めることにより一方当事者であるC社にのみ帰属させることも可能です。また、共同研究開発で完成したノウハウ等の技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の配分方法についても、当事者が契約により定めることができるとされています。

### (1) 委託研究開発の研究開発成果の帰属

契約法第339条第1項は、委託開発で完成した発明創造について、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は研究開発者に属すると規定してい

る。また、特許法第8条も、ある団体または個人が他の団体または個人の委託を受けて完成させた発明創造の特許を出願する権利は、別に合意がある場合を除き、単独で完成させた団体または個人に帰属し、出願が許可された後は、出願した団体または個人が特許権者となると規定している。

そのため、委託研究開発における発明を委託者と研究開発者の共有としたい場合、または委託者の単独所有としたい場合は、当該権利の帰属について契約で明確に定めておく必要がある。

もっとも、研究開発者が特許権を取得した場合でも、委託者は当該特許権を無償で実施することができる（契約法第339条第1項）。また、研究開発者が特許出願権を譲渡する場合、委託者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有するとされている（契約法第339条第2項）。

なお、委託開発で完成したノウハウ等の技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の配分方法についても、当事者が契約で定めるものとされており、契約で定めない場合、当事者は均等にその使用及び譲渡の権利を有するものとされている（契約法第341条）。そして、最高人民法院の技術契約紛争案件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈第20条によれば、ある当事者が相手方の同意を得ずに、技術秘密を自ら使用または第三者に通常使用許諾を行い、且つこれにより利益を得る権利を独占することも、当事者が均等に有する使用及び譲渡の権利とされている。その一方で、同解釈同条は、ある当事者が技術秘密成果の譲渡権を第三者に譲渡し、または独占的もしくは排他的に第三者に技術秘密の使用を許諾したが、相手方の同意または追認を得ることができない場合、当該譲渡または許諾行為は無効と認定しなければならないと規定している。

## (2) 共同研究開発の研究開発成果の帰属

契約法第340条第1項は、共同開発で完成した発明創造について、当事者が契約で別途定める場合を除き、特許を出願する権利は共同開発の当事者の共有に属すると規定している。また、特許法第8条も、2つ以上の団体または個人が協力して完成させた発明創造の特許を出願する権利は、別に合意がある場合を除き、共同で完成させた団体または個人に帰属し、出願が許可された後は、出願した団体または個人が特許権者となると規定している。

そのため、共同研究開発における発明を一方当事者の単独所有とする場合は、当

該権利の帰属について契約で明確に定めておく必要がある。

もともと、共同研究開発における発明が共有となる場合であっても、一方当事者がその共有する特許出願権を譲渡する場合、その他の各当事者は同等の条件により優先的に譲り受ける権利を有するとされている(契約法第340条第1項)。

なお、共同研究開発で完成したノウハウ等の技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の配分方法については、上記の委託研究開発の場合と同様の取り扱いがなされている(契約法第341条)。